

政務活動費連絡会記録

1 開催日時 令和5年9月22日(金) 16:56~17:04

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

3 出席者

(1) 出席議員

座長 田中 徳一郎

委員 新堀 史明、田中 信次、永田 てるじ、栄居 学、望月 聖子、脇 礼子、
柳瀬 吉助、藤井 深介、松川 正二郎

(2) 議会局出席者

局長 浦邊 哲、副局長兼総務課長 高瀬 正明、
管理担当課長兼総務課副課長 佐藤 徹、経理課長 奥澤 陽一、
参事兼議事課長 井上 実、政策調査課長 林 弘幸

4 議題

政務活動費のあり方の検討について

5 会議記録

(田中(徳)座長)

ただ今から政務活動費連絡会を開会いたします。

議長から、私、田中 徳一郎が当連絡会の座長に選任されたところであります。

委員の皆様方と政務活動費のあり方の検討に取り組んでまいりたいと存じますので、各会派のご協力をよろしくお願いいたします。

はじめに、今後の当連絡会における県政記者の写真撮影につきましては、政務活動費連絡会要綱第11条第2項の規定により許可することにいたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、委員席についてであります。ただいまお座りの席ということでよろしくお願いいたします。

本日の議題は、お手元の会議次第のとおり、「政務活動費のあり方の検討について」であります。

それでは、本日の協議に入ります。

ご協議いただく事項は、今年度の当連絡会における検討事項についてです。

このことについて、本職において、今年度の検討事項の案を作成し、委員の皆様のお手元にお配りいたしました。

それでは、この座長案につきまして、議会局に説明させます。

(経理課長)

それでは、座長案についてご説明いたします。

資料1「令和5年度 政務活動費連絡会における検討事項(案)」をご覧ください。

「1 政務活動費に係る収支報告等の手続きのオンライン化について」ですが、これは、「議会のデジタル化」について、議会改革検討会議からの報告を踏まえて、9月7日の団長会において、議長から、今後の検討の進め方について、項目ごとに関わりの深い会議体で検討を進めていただくこととしたいとお話があったことから、検討事項とするものでございます。

具体的には、資料2「政務活動費に係る収支報告等の手続きのオンライン化の検討」をご覧ください。

「1 地方自治法の改正（政務活動費関係）」に記載のとおり、令和5年5月8日に公布された改正地方自治法により、地方自治法第100条第15項に規定する政務活動費の議長への収支報告について、条例の定めるところにより、電磁的記録によっても行うことができることとなりました。

次に「2 本県議会の運用」でございますが、県議会では、政務活動費の収支報告について、「神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例」により4月30日までに収支報告書等を紙媒体により議長に提出することとされており、会派届等や政務活動費の請求についても、同様に紙媒体で提出する取扱いとなっております。

続いて、「3 地方自治法改正による影響」でございますが、今回の法改正により、条例を根拠に電磁的記録による政務活動費の収支報告が可能となりますが、そのためには、

(1) 政務活動費条例の改正、(2) 既存の「神奈川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の読み替え規定を適用、(3) 議会におけるデジタル手続条例の制定の対応が必要となります。

いずれかの規定で対応する場合においても、電磁的記録による収支報告をオンラインにより提出する場合には、5万枚近い書類をオンラインで議長提出することが事務処理上、適当であるか検討する必要がある。

加えて、地方自治法ではなく、政務活動費条例を提出根拠とする会派届等並びに政務活動費の請求についても、当該手続きについてオンライン化の必要性があるか、併せて検討するとしております。

それでは、恐れ入りますが、資料1にお戻りください。

「2 その他」でございます。

これは、政務活動費の指針についての個別の見直し事項でございます。

まず「(1) 改選期の年会費等の取扱いについて」は、改選期をまたがる年会費等を充当する場合、改選前に充当できるのは、改選月の分までで、充当については支払日で整理することから、改選前に支払った年会費のうち改選以降の分については、月割りで充当できない取扱いとなっているものを、改選以降の分も改選後に月割りで充当できるようにするか検討するというものでございます。

次に「(2) 事務所の事業ゴミに係る処理費の充当について」でございますが、現在、充当が認められていない事務所の事業ゴミに係る処理費について、充当できるようにするかどうか検討するというものでございます。

次に「(3) 事務所費に係る賃貸借契約書の写しを議長提出書類とすることについて」ですが、これは、事務所の家賃の充当にあたっては、賃貸借契約書を作成し、会派又は議員において保存するとともに、事務所台帳を当該年度の最初の賃借料の支出に係る支出伝票等に添付するものとするとしているものを、賃貸借契約書の写しを議長提出書類とするかどうか検討するものでございます。

最後に「(4) 改選期の3月分の支出に係る証拠書類等の事前確認の提示時期について」

ですが、事前確認書類の提示時期について、年度末の3月支出分は「4月10日まで」に提示するものとなっておりますが、改選期の3月分の書類については、事前確認書類の提示時期を見直すかどうか検討するというものでございます。

座長案についての説明は、以上でございます。

(田中(徳)座長)

お聞きのとおりであります。

座長案について、ご質問等がありましたらどうぞ。

(なし)

それでは、座長案について、各会派お持ち帰りの上、ご検討いただき、次回連絡会においてあらためて協議願いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なし)

ご了承を願います。

私からは以上でございますが、この際、何かありますでしょうか。

(なし)

特にないようですので、以上で、本日の日程は終了いたしました。

次回の政務活動費連絡会は、9月25日月曜日、本会議終了後に開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、開催通知につきましては、ただ今ご出席の皆様には、省略させていただきたいと思っておりますので、ご了承願います。

それでは、政務活動費連絡会を閉会いたします。

ありがとうございました。